



なごみ つうしん

2013年

NO.7



なごみ文化祭



十一月二十四日(日)にパークサイド

なごみにて「文化祭」を開催致しました。今回の文化祭は、皆さんがこの日の為に作った作品を展示し、その作品を観覧して頂きます。ご自分の作品が展示されていたら、少し照れくさそうだけどここに笑顔で作品を見ている方習字の展示を見てあの人がこんなきれいな字を書いたのか、と関心して見ている方がいたり、皆さんそれぞれ楽しんで展示を眺めていらっしやいました。そして展示を見て頂いた後は談話室に移動して席についてもらい、ここで職員によるサプライズ「水戸黄門の劇」をお披露目！劇中はチャンバラ中に刀が折れてしまう等色々なハプニングがありました。皆さんからの拍手や声援のおかげで笑いありハプニングありの楽しい劇になり、入所者様も職員も一緒に楽しい気持ちで舞台の幕を下ろすことができました。入所者様の中には、劇が終わった後に「おもしろかった」「もう終わりなん？まだ見たいわあ」と嬉しい言葉をかけてくれたり、劇の後にお出ししたおやつ（鈴カステラにフルーツソースをかけたもの）を皆さんに食べて頂いた時にも、皆さん美味しそうに食べてくれました。なごみ職員として人に喜んでもらえることを実感し、皆さんの楽しんでいる姿を見ることができたので、今年の文化祭も大成功で終わることができたのではないのでしょうか。



〈上〉展示品（書道）
〈下〉おやつ風景



〈下〉演技中



12月になれば次はクリスマス会が待ち構えています。なごみにはこれから新年会や節分などたくさんあるイベントがあります。その度に「こうしたらおもしろいんじゃないか」「もつと何か良い案はないか」など我々職員試行錯誤して取り組んでいきます。まだまだ至らぬ点がありますが入所者様に楽しんでもらうよう努力していきます。

「医療費控除」をご存知ですか？

医療費控除とは、支払った所得税からその年かかった医療費分を控除して納税額を軽減する仕組みです。医療費というと病院での費用だけを想像しがちですが、実は薬代や通院の交通費、そして介護保険のサービスも医療費控除の対象となるものがあります。それらの医療費が年間10万円（もしくは総所得金額の5%）を超える場合、確定申告によって所得税の還付が受けられるのです。ただし交通費以外は領収書や支払証明書が必要になります。

それではパークサイドなごみの利用料は医療費控除の対象になるのでしょうか？答えは「なる」です。居宅介護サービスの場合、併用しているサービスの種類が条件になるものもあって少々複雑ですが、介護老人保健施設においては、利用していれば単独で対象となる上、食費と居住費もその対象となっています。介護サービス事業者は領収書に医療費控除対象額を記載する義務がありますので、支払った利用料の内、いくら対象になっているか確認がすぐできますね。医療費控除は同居家族で合算して申請できる上、5年前まで遡ることも可能。還付申告だけなら1月からでもできます。まずは管轄の税務署へ相談に行ってみましょう！

事務長 橋 健一

介護老人保健施設
パークサイド
なごみ
医療法人河和会
大阪市東住吉区公園南矢田3-19-12
tel 06-6606-2211
http://psnagomi.com